

鳥取県森林整備地域活動支援交付金等の事務手続きについて

1. 交付申請書、事業実施計画書提出(各地方事務所長の定める日まで)



交付申請書は、下記提出先に送付してください。

2. 交付決定通知到着(交付申請から原則30日以内)



※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に行うことができます。

3. 事業開始



【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を提出先まで送付してください。

4. 事業完了



※事業の完了とは:補助対象経費に係る事務がすべて完了した日です。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内又は完了年度の翌年度の4月5日まで)



実績報告書は、下記提出先に送付してください。

6. 事業完了

資料提出・問い合わせ先

鳥取県東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課 振興担当
鳥取県八頭郡八頭町郡家100 電話番号:0858-72-3830

中部総合事務所農林局林業振興課 振興担当
鳥取県倉吉市東巖城町2 電話番号:0858-23-3182

西部総合事務所農林局農林業振興課 林業振興室
鳥取県米子市糀町1-160 電話番号:0859-31-9677

西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課 振興担当
鳥取県日野郡日野町根雨140-1 電話番号:0859-72-2021